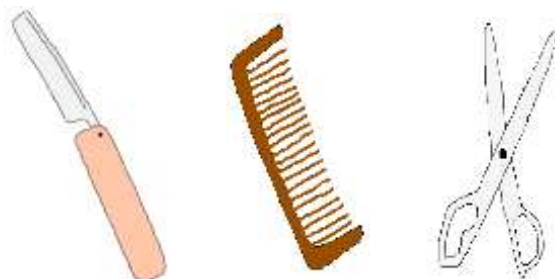


# 理容所のてびき



---

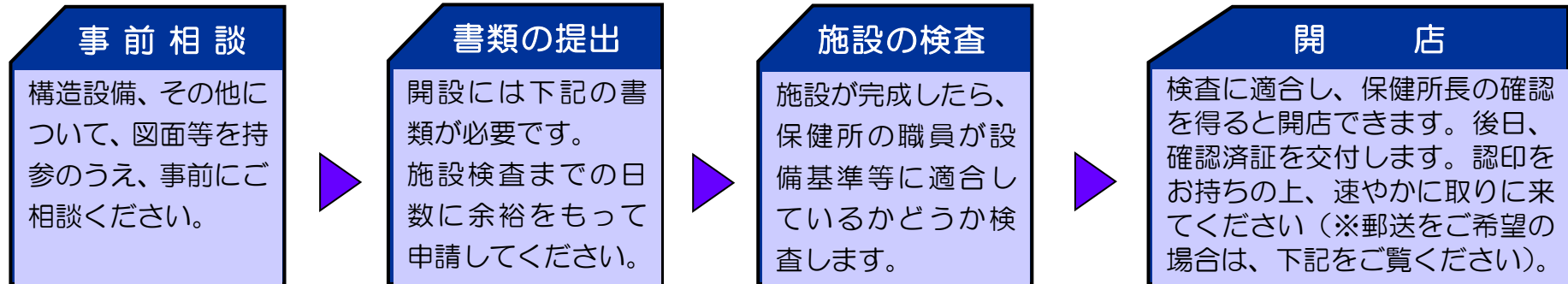
東京都西多摩保健所  
生活環境安全課 環境衛生第一・第二担当

〒198-0042 東京都青梅市東青梅一丁目167番地の15

電話 0428(22)6141

ファックス 0428(23)3987

## 理容所開設までの手続き



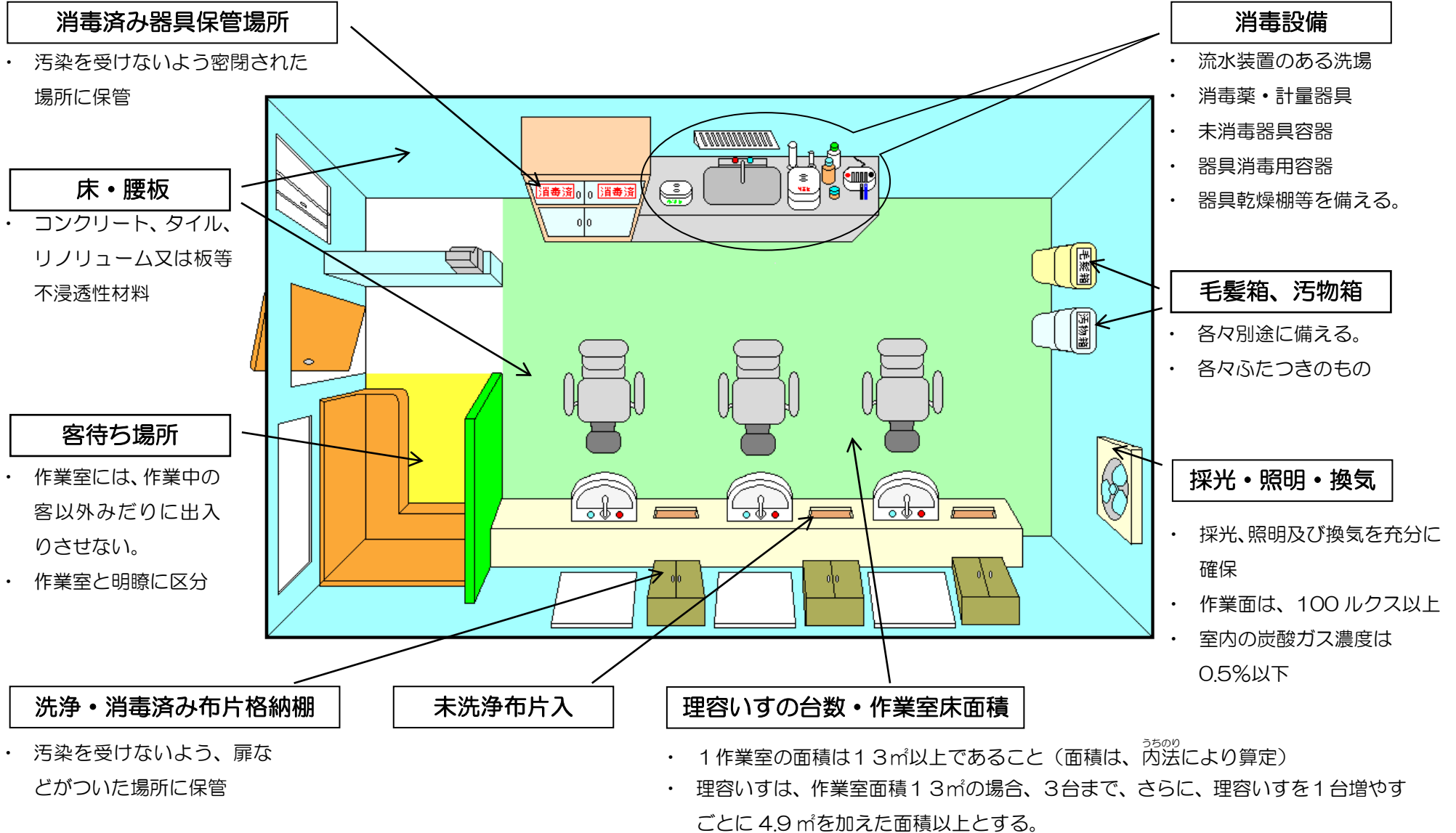
## 開設時に必要な書類

- ✂ 開設届
- ✂ 構造設備の概要
  - ❖ 施設の平面図
- ✂ 従業者名簿
  - ❖ 有資格者の免許証（本証提示）
  - ❖ 有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮肤病疾患の有無がわかる、3か月以内のもの）
  - ❖ 管理理容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合（本証提示）
- ✂ 検査手数料（24,000円）
- ✂ 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6か月以内）（原本提示）
- ✂ 開設者が外国人の場合：住民票の写し（国籍等の記載があるもの）

※ 確認済証の郵送を希望する場合：

送付先を記入したレターパックプラス（赤色・520円／対面受取りとなります）をご用意ください。

# (例) 理容所 構造設備概要



**理容所の各種申請・届出手続きについて**  
～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

**◆ 新規開設届**

- ✕ 開設者が変更（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ✕ 施設を移転（仮店舗も含む）
- ✕ 施設を大規模に増改築
- ✕ 施設を建て替え 等

必要書類

- \* 「開設までの手続き」をご覧ください。

**◆ 変更届**

- ✕ 法人代表者が変更
- ✕ 施設を小規模に増改築 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。  
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、面積算定にかかわるもの（イスの数など）となります。

\* 施設の変更は事前に保健所に相談してください。

必要書類

- \* 変更届
- \* 変更した内容のわかる書類  
（履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面等）

**◆ 従業者変更届**

- ✕ 従業者の新規雇用、異動、退職等

必要書類

- \* 従業者変更届
- \* 有資格者の免許証（本証提示）、医師による診断書（結核と伝染性皮膚疾患の有無がわかる3か月以内に発行のもの）

**◆ 承継届**

- ✕ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ✕ 法人が合併・分割した。

必要書類（個人の場合）

- \* 承継届
  - \* 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
  - \* 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
    - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。
- 法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

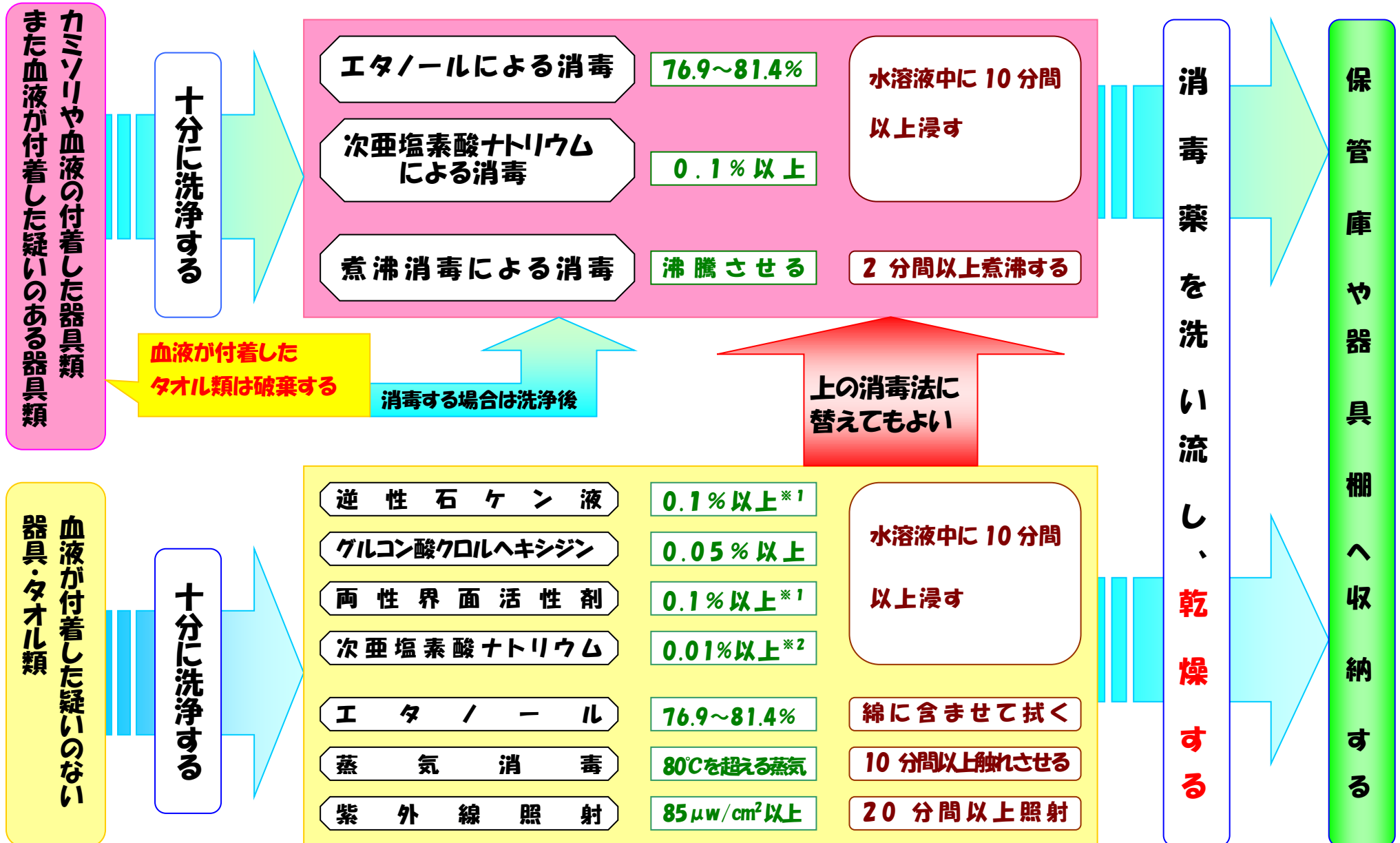
**◆ 廃止届**

- ✕ 営業をやめた。 等

必要書類

- \* 廃止届

# 器具類の洗浄と消毒方法



\*1 0.1~0.2%を目安とする。 \*2 0.01~0.1%を目安とする。

## 理容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	カミソリ・ハサミ・クシ・ブラシ・タオル・ネックペーパー等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること
空気環境	開放型暖房器具・ガス式蒸し器等を使用するときは、定期的に換気すること
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクをすること
身体の清潔	一客ごとの作業前後に手指を消毒する等、身体は、常に清潔に保つこと
健康診断	従業者は定期的に健康診断を受けること

## 関係機関一覧

理容師試験・免許証・管理理容師講習会に関すること
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 〒135-8507 東京都江東区有明 3-7-26 有明フロンティアビル B棟 9F Tel 03-5579-0911
経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 Tel 03-3445-8751